平成２５年（フ）第５２４号
川崎市高津区久末1553番地７
債務者　岡田　一人
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２０１５号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅15街区２棟402号
債務者　河合　桂子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５１号
岡山市南区並木町２丁目27番18号
債務者　横田　玲子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１２号
岡山市中区祇園419番地４
債務者　金光　　勉
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１３号
岡山市中区祇園419番地４
債務者　金光あけみ
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４８号
岡山市中区湊277―８―202号室、住民票上の住所神戸市須磨区禅昌寺２丁目２番６―505号
債務者　折野　英和
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５５号
岡山市北区庭瀬266番地１
債務者　河原　洋二（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６６号
岡山市北区十日市中町11番27号くすのきコーポ103、旧住所岡山市北区平野142番地１モントワールＢ101
債務者　松嶋　哲史
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４３号
東京都府中市武蔵台３丁目24番地の１ますかわや荘201
債務者　廣瀬　繁幸
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９８２号
東京都府中市分梅町１丁目１番地の８佳澄荘12
債務者　小沼　朝子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７８号
北海道帯広市西15条南13丁目１番地116
債務者　小林　輝彦
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第９４６号
東京都八王子市小比企町539番地６椚田東マンション103号
債務者　高橋　　勇
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９４７号
東京都八王子市小比企町539番地６椚田東マンション103号
債務者　高橋　優子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５６６号
静岡市清水区草薙1875番地の１　アネックス草薙201号
債務者　山田　路子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０号
熊本県人吉市上林町890番地１
債務者　松本　　薫
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部